令和9年度（2027 年度）
償却資産（固定資産税）申告の手引



提出は令和9年2月1日（月）までにお願いします。

◆◆◆お知らせ◆◆◆

☆期限間近になりますと窓口が混雑しますので早めの提出にご協力ください。

☆償却資産をお持ちでない場合や廃業（解散）、事業所の市外移転等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載のうえ提出してください。

☆「償却資産申告書」「種類別明細書」の様式は、南国市ホームページよりダウンロードできます。

☆南国市の納税通知書は、毎年 5 月上旬に発送予定です。

【目次】

Ⅰ　償却資産とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ～ 2 ページ

Ⅱ　償却資産の申告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ～ 8 ページ

Ⅲ　申告書類の作成方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ～ 12 ページ

Ⅳ　償却資産の評価額・税額の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・・ 13 ～ 14 ページ

南国市

申告書の提出先・問い合わせ先

南国市役所　税務課　資産税係【1階　13 番窓口】

〒783-8501　高知県南国市大埇甲 2301

電話　088-880-6554（直通）

Ⅰ　償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、**毎年1月 31 日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告**する義務があります。

※ただし、無形固定資産（営業権やソフトウェア等）、自動車税や軽自動車税の対象となる車両等は申告不要です。

1. 償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
1 構築物（建物附属設備を含む）	構築物	駐車場等の舗装路面、屋上看板等の広告設備、門、塀（フェンス）、緑化施設等
	建物附属設備	① 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ② テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
2 機械及び装置		工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09 及び 000～099」等）、駐車場機械装置等
3 船舶		遊覧船、ボート、釣船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9、90～99 及び 900～999」等）、台車等 農耕作業用自動車については、最高速度が 35km／h以上のもの ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除きます。
6 工具、器具及び備品		事務机、事務椅子、コピー機、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、レジスター、陳列ケース、金庫、医療機器、測定工具、金型、理容・美容機器、自動販売機、パチンコ台、ゲーム機等

2. 申告する資産とは

令和9年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1） 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 償却済資産（減価償却が終わった資産）

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

エ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

オ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

カ　建設仮勘定で経理されている資産

キ　借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク　取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の2又は第 67 条の5の適用により即時償却した資産

(2)　耐用年数が1年以上で取得価額(1個又は1組当り)が 10 万円(取得時期により 20 万円)以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	平成 11 年1月1日以後に取得した資産	10 万円未満	必要経費	申告対象外
		10 万円以上 20 万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	**申 告 対 象**
		20 万円以上	減価償却	**申 告 対 象**
法人の場合	平成 10 年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10 万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	**申 告 対 象**
		10 万円以上 20 万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	**申 告 対 象**
		20 万円以上	減価償却	**申 告 対 象**

3. 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業種	主な償却資産の内容
共　　通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、自動販売機、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場設備、太陽光発電設備、ブラインド、LAN設備、受変電設備等
製　造　業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印　刷　業	各種印刷機及び製版機、裁断機等
建　設　業	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」)、発電機等
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器等
小　売　業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン機器、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、調剤機器等)、消毒殺菌用機器、ガス(麻酔等)設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、太陽光発電設備、中央監視制御装置他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
娯　楽　業	パチンコ・パチスロ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、玉貸機等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、駐車場設備等
ゴルフ練習場	フェンス・ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等

Ⅱ　償却資産の申告について

1．申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸付けていたりするなど、個人や法人で事業を行っている方で、**令和9年１月１日現在に償却資産を所有している方**です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア　所有権留保付売買資産については、原則として買主の方

イ　償却資産を共有されている方（共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて申告してください。）

ウ　内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方も、償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2．リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、固定資産税（償却資産）では、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。なお、平成 20 年4月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の2第 1 項又は所得税法第 67 条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者がその資産を取得した際における取得価額が 20 万円未満の資産は、償却資産の申告対象外となります。

3．提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」、②「種類別明細書」

◎印字されている資産について、前年中に増減がなかった場合は、「種類別明細書」の提出は不要です。

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手付の返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

（2）該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を所有されている場合…事実を証明する書類
非課税資産を所有されている場合・・・・・・・・・・・・・・・・非課税適用申告書、事実を証明する書類
短縮耐用年数を摘要された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
増加償却をされた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
減免該当資産を所有されている場合・・・・・・・・・・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18　備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3)番号法に定める本人確認の実施

平成 28 年1月 1 日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード(裏面)」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	①「個人番号カード(表面)」「運転免許証」「運転経歴証明書」「旅券」等 ※①が困難な場合、②でも可
	②「南国市から送付された氏名・住所(住民登録地)が印字済の償却資産申告書」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の 番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード(裏面)」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し(個人番号付き)」等
代理人の 身元確認資料	「代理人の個人番号カード(表面)」「代理人の運転免許証」「代理人の運転経歴証明書」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」 「登記事項証明書及び社員証」(代理人が法人の場合)等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書(税理士)」等

●個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので予めご了承ください。

4. 企業の電算処理により申告をされる場合(南国市では全資産申告となります)

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在で南国市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書の記入例を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	独自の申告書を使用していただいて結構です。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数(改正耐用年数も含む)・価額・特例率(該当有の場合)・増加事由(1～4) 2 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 3 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 4 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合・検査拒否等をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び南国市市税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合や検査拒否等があった場合には、地方税法第 385 条及び第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

6. 申告内容の確認調査のご協力について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類を税務署で閲覧することがあります。

上記の調査に伴い、申告内容の修正の依頼や家屋評価の変更をすることがありますので、ご了承ください。

7. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等による賦課決定については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります（地方税法第 17 条の5第5項の規定により、最長で5年度分）。

なお、過年度分の追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。

8. 非課税及び課税標準の特例、減免について

所有されている償却資産が以下に該当する場合は、償却資産申告書及び種類別明細書に必要事項をご記入のうえ、それを証する書類を添えて申告してください。

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の3及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が軽減されます。

(3) 減免が適用される資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、南国市税条例第 71 条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、所有者の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。

９．建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1)自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

ア　建物附属設備の家屋と償却資産の区分

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・・・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ　特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその付属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2)賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第9項及び南国市税条例第 54 条第7項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3)家屋と償却資産の区分表 ： 主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等が同じ所有者の場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎
電気設備	受変電設備、中央監視設備、LAN設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		配管・配線、端子盤等	○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関機(H26.1.2 以降の取得分)、親機・子機等	○	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	避雷設備、火災報知設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器)		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備	空調設備 換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎
		上記以外の設備	○	
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫による冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、ブラインド等		◎

<u>※家屋と設備等の所有関係が異なる場合は、償却資産となります。</u>

10. 国税（法人税・所得税）との比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	地方税（固定資産税（償却資産））	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法 （固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率。	【平成 19 年3月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成 19 年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めない（注1）	認める
特別償却・割増償却	認めない	認める（租税特別措置法）
増加償却	認める	認める（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の5	備忘価額（1円）
改良費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条）
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第 133 条の 2 又は所得税法施行令第 139 条）
即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第 28 条の2又は同法第 67 条の5）

（注1） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2） 平成 19 年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注3） 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4） 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5） 固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ　申告書類の作成方法

1．作成していただく書類

南国市内に所有する資産について、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の事項にしたがい作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先、氏名を記入し、押印してください。 印字されている場合は、訂正等がないか確認していただき押印してください。 資産に増減がない場合は、「18　備考」欄に「増減なし」と記入してください。 該当資産がない場合は、「18　備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
種類別明細書	①　資産内容が印字されていない場合は、令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 ②　資産内容が印字されている場合は、前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。前年中に増減があった資産を加除修正してください。

※南国市から送付した書類は、償却資産申告書:2部、種類別明細書:1部、申告の手引:1部です。なお、昨年までに送付不要の申し出があった方には、送付していませんので必要な場合はご連絡ください。

2．申告していただく事項

(1)取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じですが、圧縮記帳の制度は認められていません。

取得価額が 30 万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2、8ページの一覧表にてご確認ください。

(2)耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

①法定耐用年数(基本)・・・・・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご確認ください。

②中古見積耐用年数・・・・・・・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

③短縮耐用年数・・・・・・・・・・・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付してください。

(3)その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書の記入例を参考に申告してください。

※耐用年数の改正について

平成 20 年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

この省令改正後の耐用年数は、平成 21 年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

償却資産申告書の記入例

◎ 太枠で囲まれた各項目の内容を記入してください。
◎ 住所、氏名および取得価額(前年前に取得したもの(イ))は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

(取得価額)
・「前年前に取得したもの(イ)」
昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。
・「前年中に減少したもの(ロ)」
(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
・「前年中に取得したもの(ハ)」
今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。前年前に取得していた資産の申告漏れや、移動により受け入れた資産については、(ハ)に記載してください。

(個人番号又は法人番号)
個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、本人確認資料の不備等により確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして受理しますのでご了承ください。なお、法人番号の 記載には、本人確認資料の添付は不要です。
(事業開始年月)
個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。
(担当者の係及び氏名)
申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。(税理士等の氏名)が問い合わせ先となる場合は、(税理士等の氏名)と同じ氏名を記載してください。
(税理士等の氏名)
税理士等が関与している場合は、所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

受付印

令和 8 年 1月 15日
南国市長 殿

令和 8 年度
償却資産申告書

氏名もしくは名称を自署するか、押印して下さい。

所有者	(ふりがな) 住所 又は納税通知書送付先	〒783-0004 南国市大埇甲2301
	(ふりがな) 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	○△株式会社 代表取締役 南国 花子 (屋号)

個人番号又は法人番号	
事業種目 (資本金等の額)	製造業 (1 百万 円)
事業開始年月	平成 5 年 4 月
担当者の係及び氏名	南国 太郎 (電話 088-xxx-xxxx)
税理士等の氏名	税理 士郎 (電話 088-xxx-XOXO)

短縮耐用年数の承認	有・(無)
増加償却の届出	有・(無)
非課税該当資産	有・(無)
課税標準の特例	有・(無)
特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
青色申告	(有)・無

該当する方を○で囲んでください。

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1	構築物	3,650,000			3,650,000
2	機械及び装置	17,974,500 ~~16,324,500~~	7,328,000	34,000,000	44,646,500
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	4,550,000	420,000	850,000	4,980,000
7	合計	26,174,500 ~~24,524,500~~	7,748,000	34,850,000	53,276,500

南国市内における事業所等の資産の所在地
① 南国市大埇甲2301
2 南国市篠原1234
3 南国市三和琴平1丁目1111

南国市内にある事業所等の資産所在地を記載してください。
また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記載し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

借用資産 (有)・無
貸主の名称等 南国リース 南国市大埇甲XXX TEL:088-XXX-OOXX

該当する方を○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主(リース会社等)の名称等を記入してください。

資産の種類		評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1	構築物			
2	機械及び装置			

※評価額(ホ)・決定価格(ヘ)・課税標準額(ト)の欄は、電算処理で申告される方のみ記入してください。

事業所用家屋の所有区分 ①自己所有 ・ ②③借家

該当する方を○で囲んでください。
事業所用家屋がある場合は、「市内における事業所の所在地」の該当番号を記載してください。

次のア～オのような事項がある場合に記載してください。なお、書ききれない場合は、別用紙(様式自由)に記載してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動自由 (商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項
イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合 併法人名等
ウ 課税標準の特例適用資産、非課税資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称
エ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名
オ その他、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となる事項

備考(添付書類等)
※償却資産を所有していない場合は、「該当資産なし」と記載
※前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」と記載

アの例) 令和7年5月9日 商号・住所変更
(旧) ○△工業㈱ 高知市本町1-5-1 (新)○△株式会社 南国市大埇甲2301
イの例) 令和7年3月3日 ㈲□☆印刷を吸収合併
ウの例) 中小事業者等が取得する先端設備等の特例
(計画に係る認定申請書、計画認定書)

種類別明細書の記入例　1

◎ 企業の電算処理などで書類を作成される場合、可能な限り、種類別の取得年月順に作成してください。

◎ 印字されている資産について、前年中に資産の増減がなかった場合は、種類別明細書の提出は不要です。

◎ 当市に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在、所有しているすべての資産を記載してください。

◎ 前年に申告された方は、令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に取得した資産を記載してください。また、令和7年1月1日以前に取得した資産で、申告する必要のある資産がありましたら、それも記載してください。

◎ 令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に減少した資産につきましては、印字されている欄を二重線で引き、摘要欄に理由を記載してください。
（資産の一部が減少した場合には、数量・取得価格に二重線を引き、減少した残りの価格を記入したうえで、摘要欄に減少内容を記載してください。）

令和8年度　南国市　種類別明細書

所有者コード：

所有者名：○△株式会社　　1枚のうち　1枚　目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価格	耐用年数	減価残存率	評価額 円	課税標準額の特例 率	コード	課税標準額 円	増加事由	摘要
01	1		アスファルト舗装工事	1	4	16	4	3,650,000	10						1・2 3・4	
02	2		マシニングセンタ	1	4	18	6	7,328,000	12						1・2 3・4	R7.7月除却
03	2	（記載不要です。）	旋盤	3	4	16	9	8,996,500	12						1・2 3・4	
04	6		応接セット一式	1	4	16	6	1,260,000	8						1・2 3・4	
05	6		BS36型テレビ	1	4	18	6	375,900	5						1・2 3・4	
06	6		複合機	1	4	22	8	420,000	5						1・2 3・4	R7.12月 高知工場へ移動
15	2		コンプレッサ	1	4	25	8	1,650,000	12						1・2 3・②	申告漏れ分
16	2		旋盤	1	4	29	1	4,000,000	2						1・② 3・4	中古品購入
17	2		マシニングセンタ	1	5	6	2	10,000,000	12						①・2 3・4	
18	2		マシニングセンタ	1	5	6	10	20,000,000	12						①・2 3・4	特例　先端設備
19	6		ノートパソコン（PCV3）	1	4	19	11	400,000	4						1・2 ③・4	R7.6月 高知工場から受入
20	6		エアコン	2	5	7	5	450,000	6						①・2 3・4	
			合計					53,276,500								

企業の電算処理により申告される方以外は記載しないでください。

（取得年月）
年号は
3 ＝ 昭和
4 ＝ 平成
5 ＝ 令和

年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得

（資産の種類）
資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

1 ＝構築物
2 ＝機械及び装置
3 ＝船舶
4 ＝航空機
5 ＝車両及び運搬具
6 ＝工具、器具及び備品

（資産の名称等）
20文字以内で記載してください。
JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合には、類似の文字に置き換えて登録します。（例：Ⅱ→2）

（取得価額）
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記載してください。
消費税については、事業者の経理方式と合わせてください。
○税抜経理方式＝取得価格に消費税を含まない金額
○税込経理方式＝取得価格に消費税を含んだ金額

また、取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産は申告してください。
なお、圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

（耐用年数）
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別標第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する場合は、摘要欄に改正前の耐用年数を記載してください。（例：前10年）

（摘要）
当該資産にかかる特記事項としてア～ウのような事項を記載してください。

ア　課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項（例：特例　法349の3①）
イ　資産が減少した場合、その年月と理由
ウ　耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示

（増加事由）
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

1 ＝ 新品取得
2 ＝ 中古品取得
3 ＝ 移動による受け入れ
4 ＝ その他

種類別明細書の記入例　２（共同住宅･貸家等　抜粋）

資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用年数
			年号	年	月		
1	通路、駐車場の舗装アスファルト（車止め、白線含む）	1	5	8	8	1,500,000	10
1	門、門扉	1	5	8	8	300,000	10
1	ネットフェンス	1	5	8	8	500,000	10
1	コンクリートブロック塀	1	5	8	8	800,000	15
1	側溝	1	5	8	8	500,000	10
1	自転車置き場	1	5	8	8	400,000	10
1	植え込み工事	1	5	8	8	300,000	20
1	外構工事	1	5	8	8	1,800,000	15
1	外灯	2	5	8	8	150,000	10
1	屋外の給排水・ガス設備	1	5	8	8	1,200,000	15
1	屋外の電気設備	1	5	8	8	200,000	15
2	太陽光発電設備	1	5	8	8	3,000,000	17
6	エアコン	6	5	8	8	1,000,000	6
					合計	11,650,000	

Ⅳ 償却資産の評価額・税額の計算方法

1. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

① 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

② 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

［以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。］

〔減価残存率表〕　（これは固定資産税に係る残存率表です。）

区分 / 耐用年数	減価残存率 前年中取得のもの (1- r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1- r)	区分 / 耐用年数	減価残存率 前年中取得のもの (1- r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)	区分 / 耐用年数	減価残存率 前年中取得のもの (1−r/2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)
−			21 年	0.948	0.896	41 年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22 年	0.950	0.901	42 年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23 年	0.952	0.905	43 年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24 年	0.954	0.908	44 年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25 年	0.956	0.912	45 年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26 年	0.957	0.915	46 年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27 年	0.959	0.918	47 年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28 年	0.960	0.921	48 年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29 年	0.962	0.924	49 年	0.977	0.954
10 年	0.897	0.794	30 年	0.963	0.926	50 年	0.977	0.955
11 年	0.905	0.811	31 年	0.964	0.928	51 年	0.978	0.956
12 年	0.912	0.825	32 年	0.965	0.931	52 年	0.978	0.957
13 年	0.919	0.838	33 年	0.966	0.933	53 年	0.978	0.957
14 年	0.924	0.848	34 年	0.967	0.934	54 年	0.979	0.958
15 年	0.929	0.858	35 年	0.968	0.936	55 年	0.979	0.959
16 年	0.933	0.866	36 年	0.969	0.938	56 年	0.980	0.960
17 年	0.936	0.873	37 年	0.970	0.940	57 年	0.980	0.960
18 年	0.940	0.880	38 年	0.970	0.941	58 年	0.980	0.961
19 年	0.943	0.886	39 年	0.971	0.943	59 年	0.981	0.962
20 年	0.945	0.891	40 年	0.972	0.944	60 年	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

［例えば］ 取得価額 250,000 円、取得時期令和8年5月、耐用年数4年のパソコンの場合

（耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率・・・・・0.781）

（耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率・・・・・0.562）

令和9年度 = 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和10年度 = 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和11年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和12年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和13年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和14年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 ＜ 12,500 円

※令和14年度で算出額が取得価額の 5%（12,500 円）より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。］

2. 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月 31 日までに市長が価格（評価額）を決定します。なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までの間、審査の申出をすることができます。

3. 税額の計算方法

税　額	=	課税標準額※	×	税率（1.4%）

※ 課税標準額とは市内に所在する資産の価格の合計です。

【免税点】

同一の方が所有する市内の償却資産の課税標準額の合計が、180 万円未満の場合は課税されません。

4. 納期

納税通知書は5月上旬に発送します。

4回（5月、7月、12月、翌年2月）の納期に分けて納めることができます。

市税の納付は、口座振替をご活用ください

口座振替納税は、一度お申込みいただくと、あなたの指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。ぜひ、ご活用ください。

☆申込み窓口（令和 8 年 10 月末現在）

高知県信連・四国銀行・高知銀行・高知県農協・高知市農協・高知信用金庫・幡多信用金庫・四国労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局



南国市